

小牧市土木工事指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市土木工事指名審査会（以下「審査会」という。）における指名業者の選定の方法を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は次のとおりとする。

(1) 土木一式工事等（工事に準ずる業務委託を含む。）

(2) 設計、測量及び建設コンサルタント等業務委託

(発注基準)

第3条 小牧市建設工事請負業者格付要領（平成2年4月1日施行）に定める各等級別の工事を発注する基準（以下「発注基準」という。）は、別表第1のとおりとする。

ただし、土木一式工事以外の工事で当該発注工事の内容が、技術その他の理由により土木工事業業者への発注が適当と認められる場合は、その工事を土木一式工事とすることができる。

(選定基準)

第4条 指名業者を選定しようとするときは、発注工事の種類に対応する許可業種でなければならない。

2 指名業者の選定は、発注基準に対応する等級に格付けされた業者の中から行うものとする。ただし、必要のある場合は2等級上位又は1等級下位の等級の業者から行うことができる。

3 格付の対象としない工事の指名業者の選定については、業者の総合評定値を勘案して行うものとする。

4 設計、測量及び建設コンサルタント等業務委託の指名業者の選定については、業者の総合点数及び過去の実績等を勘案して行うものとする。

5 指名業者の選定は、次の各号を留意して適正に行わなければならない。

(1) 履行中の契約件数及び契約高

(2) 履行中の工事及び業務の進捗状況

(3) 履行実績（成績及び技術力）

(4) 倒産、不誠実な行為等に関する情報

6 選定する業者の数は、おおむね別表第2による。

7 設計、測量及び建設コンサルタント等業務を委託する場合の選定業者数は、おおむね別表第3による。

8 反社会的な行為を行った者若しくは行うおそれがある者又はこれらの者と密接な交際、かかわり等がある者として関係行政機関から通知があり、選定の対象として不適切であると認めたときは選定をしないものとする。

(選定基準の特例)

第5条 次の各号に定めるものは、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

(1) 災害復旧工事等により緊急又は短期間で完了する必要がある工事

(2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要がある工事

(3) 特定の技術又は機械を必要とする工事

(4) 特異工事

(随意契約業者の選定)

第6条 随意契約に係る見積者の選定は、契約の内容、目的、その他の条件を勘案して適切に行うものとする。

(選定の内申)

第7条 担当課長は、指名業者の選定を審査会に付議する場合において、内申書を事務局に提出するものとする。ただし、設計を他課に依頼した土木一式工事等について、担当課長は設計担当課長と協議するものとする。

(雑則)

第8条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、審査会において定める。

附 則

1 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

2 小牧市建設部土木工事請負業者選定要領（昭和58年4月18日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条 関 係）

(1) 土 木 一 式 工 事

等級	設 計 金 額
A	1 億 5,000 万円以上
B	3,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満
C	300 万円以上 3,000 万円未満
D	300 万円未満

(2) 舗 装 工 事

等級	設 計 金 額
A	3,000 万円以上
B	600 万円以上 3,000 万円未満
C	300 万円以上 600 万円未満
D	300 万円未満

(3) 鋼 構 造 物 工 事

等級	設 計 金 額
A	8,000 万円以上
B	2,000 万円以上 8,000 万円未満
C	600 万円以上 2,000 万円未満
D	600 万円未満

(4) 造 園 ・ 植 栽 工 事

等級	設 計 金 額
A	2,000 万円以上
B	1,000 万円以上 2,000 万円未満
C	300 万円以上 1,000 万円未満
D	300 万円未満

別表第 2 （第 4 条 関 係）

選 定 業 者 数

設 計 金 額 の 区 分	業 者 数
5 億円以上	15 人以上
3 億円以上	12 人～15 人
1 億円以上	10 人～12 人
5,000 万円以上	7 人～10 人
2,000 万円以上	6 人～8 人
500 万円以上	5 人～7 人
200 万円を超えるもの	5 人以上

別表第 3 （第 4 条 関 係）

選 定 業 者 数

設 計 金 額 の 区 分	業 者 数
5 億円以上	15 人以上
3 億円以上	12 人～15 人
1 億円以上	10 人～12 人
5,000 万円以上	7 人～10 人
2,000 万円以上	6 人～8 人
500 万円以上	5 人～7 人
100 万円を超えるもの	5 人以上